

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月十七日

佐賀県知事 古川 康

### 佐賀県規則第五十九号

#### 佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第十四号その二の表（中「じ指定」を「御指定」に改め、同様式の裏及び様式第五十四号その三中「じ指定」を「御指定」に「申し出は、振替日（納期限）」を「申出は、納期限（振替日）」に

連絡先
納税課
納税課
納税課

を

担当課	電話番号
納税課	0952-30-3162
納税課	0955-73-1551
納税課	0954-23-3103

に「坊主町433番地1」を「二

タ子三丁目1番5号」に「847-0056」を「847-0861」に「4課税」を「4課税処分」に「この課税」を「この処分」に「を受け取った」を「の送達を受けた」に改める。

様式第五百一号その二の裏（中「坊主町433番地1」を「タ子三丁目1番5号」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年十二月二十日から施行する。  
（経過措置）

- 2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙

は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。